

三好市住民監査請求監査結果の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、監査委員に提出された住民監査請求（議長交際費の支出に関する件）結果については、下記のとおりである。

記

1. 請求人及び請求日 1人 / 平成25年 2月27日

2. 請求の受理日 平成25年 3月 1日

3. 監査結果通知日 平成25年 3月 8日

4. 請求の趣旨

平成24年度三好市議会議長交際費支出のうち、（1）平成24年9月9日池田中学校体育祭慶祝費10,000円及び（2）同年12月13日三好市三野病院忘年会費20,000円については、共に内部機関への支出であり、議長交際費充当の原則に違反した違法支出である。

また、（2）については、飲食代金に相当し、額も多額であり、社会通念上の礼儀の範囲を逸脱している。

5. 求める措置

（1）及び（2）の違法な公金支出により、市は損害を被っており、よって、責任を有する者（議長等）に対し、損害の補填を求めるほか、「必要な措置」をとるよう、三好市長に対し勧告することを求める。

6. 監査結果

本件、議長交際費に関する住民監査請求については、平成25年3月4日付けで、責任を有するとされる市議会議長から、市立池田中学校体育祭及び市立三野病院忘年会に対する慶祝費の交際費支出について、その全額が返還されたため、監査の対象となる要件を具備しなくなったものと判断し、本件請求を却下するものとする。